

## 熊本県産牛肉マーク利用管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、熊本県産牛肉消費拡大推進協議会（以下「協議会」という。）で利用する熊本県産牛肉マーク（以下「マーク」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (「くまもとサプライズ」キャラクターとの関係)

第2条 マークの利用に関しては、平成25年10月8日付けくまもとブランド推進課長と畜産課長との確認書に基づき、当該利用管理規程を適用し、熊本県キャラクターくまモン・くまもとサプライズロゴの利用に関する規程の手続は不要とする。

### (表示マークの利用)

第3条 マークは、別表「熊本県産牛肉マーク一覧」のとおりとする。

2 マークの利用に際しては、熊本県産牛肉及び取扱指定店設置に関する要領の第2条の名称・定義を満たしたうえで、協議会会員が取扱う熊本県産牛肉に表示することができる。

### (利用の申請)

第4条 マークを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係者が報道を目的に利用する場合及び、県が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ熊本県知事（以下「知事」という。）の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクター等の利用状況が分かる完成見本等
- (3) その他知事が必要と認める書類

### (利用の許諾)

第5条 知事は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が県産品の推進や県のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、知事は必要があると認める場合には、マーク等の利用方法その他について、条件を付することができる。

2 知事は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（別紙様式第3号）を申請者へ送付する。

### (マークの利用と信頼性の確保)

第6条 マークを利用する際は、利用許諾書に記載されている団体名を、指定されたマークの下に表示する。

### (マークの取扱い)

第7条 利用者は、自ら印刷、シールの作成等を行い、利用する。

- 2 マークは、カラーで利用することとする。
- 3 マークの利用料は、無料とする。

(許諾内容の変更等)

第8条 利用者が利用許諾の内容について変更をする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式第2号)を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ適当と認めるときには、これを許諾し、変更許諾書(別記様式第4号)を交付する。

(利用の非独占性等)

第9条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマークを利用する権利を付与するものではない。

(経費等の負担)

第10条 県は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 県は、マークの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、マークを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対して全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、マークの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第12条 知事は、マークの利用許諾の状況等について、広く利用推進を図る視点から、マークの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、熊本県農林水産部生産経営局畜産課が行う。

(その他)


第14条 この規程に定めるもののほか、マークの利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、平成25年10月8日から適用する。

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

別表：マーク一覧

	熊本県産牛肉マーク	マークの利用規程
くまもと あか牛		<p>マークはカラーで利用する。 熊本県内で12ヶ月以上肥育した肉質等級2以上の褐毛和種の牛肉とする。 出荷される牛の当初の主たる飼養目的が「肥育」であること。</p>
くまもと 黒毛和牛		<p>マークはカラーで利用する。 熊本県内で12ヶ月以上肥育した肉質等級3以上の黒毛和種の牛肉とする。 出荷される牛の当初の主たる飼養目的が「肥育」であること。</p>
くまもとの 味彩牛		<p>マークはカラーで利用する。 熊本県内で12ヶ月以上肥育したBMS3以上・BCS4以下のホルスタイン種と黒毛和種との交配種の牛肉とする。 出荷される牛の当初の主たる飼養目的が「肥育」であること。</p>

別記様式第1号

熊本県産牛肉マーク利用申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所 〒

団体等の名称

代表者職氏名 印

熊本県産牛肉マークを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

利用する熊本県産牛肉の種類 (当てはまる番号に○)	1. くまもとあか牛 2. くまもと黒毛和牛 3. くまもとの味彩牛
利用期間 (2年以内)	平成 年 月 日から平成 年 月 日
特記事項	
連絡先	担当者職名 : 電話番号 : E-MAIL :

添付書類

(1) 製造場所一覧または販売店舗一覧 (任意様式)

別記様式第2号

熊本県産牛肉マーク利用許諾内容変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所 〒

団体等の名称  
代表者職氏名

印

年 月 日付け第 号で許諾を受けた熊本県産牛肉マークの利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	前回の許諾を受けている申請内容 (すべて記載ください)	変更をする内容 (変更部分のみ記載)
利用する熊本県産牛肉の種類(当てはまる番号に○)	1. くまもとあか牛 2. くまもと黒毛和牛 3. くまもとの味彩牛	1. くまもとあか牛 2. くまもと黒毛和牛 3. くまもとの味彩牛
利用期間 (2年以内)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日	平成 年 月 日から 平成 年 月 日
特記事項		
連絡先	担当者職名 :  電話番号 : E-MAIL :	

添付書類

(1) 製造場所一覧または販売店舗一覧 (任意様式)

別記様式第3号

熊本県産牛肉マーク利用許諾書

畜第 号  
年 月 日

(申請者) 様

熊本県知事 氏 名

年 月 日付けで申請のありました熊本県産牛肉マークの利用について、許諾  
します。

利用する熊本県産牛肉 の種類	
利用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日
特記事項 (許可の条件)	

なお、利用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- ①マークは、許諾を受けた熊本県産牛肉のデザインとして利用することができます。ただし、マークの利用に際して、販売元を明示してください。
- ②利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、熊本県は一切の責任を負いません。
- ④利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥利用者が、上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取り消しにより利用者が生じた損害について、熊本県は一切の責任を負いません。
- ⑧マークの適切な利用を図るため、利用の状況、利用したい熊本県産牛肉の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨熊本県産牛マーク規程は、必要に応じて変更することがあります。

別記様式第4号

熊本県産牛肉マーク利用変更許諾書

年 月 日

(申請者) 様

熊本県知事 氏 名

年 月 日付けで変更申請のありました熊本県産牛肉マークの利用について、変更を許諾します。

利用する熊本県産牛肉の種類	
利用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日
特記事項 (許可の条件)	

なお、利用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- ①マークは、許諾を受けた熊本県産牛肉のデザインとして利用することができます。ただし、マークの利用に際して、販売元を明示してください。
- ②利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、熊本県は一切の責任を負いません。
- ④利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥利用者が、上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取り消しにより利用者に生じた損害について、熊本県は一切の責任を負いません。
- ⑧マークの適切な利用を図るため、利用の状況、利用したい熊本県産牛肉の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨熊本県産牛マーク規程は、必要に応じて変更することがあります。

別記様式第5号

熊本県産牛肉マーク利用変更許諾書

年 月 日

(申請者) 様

熊本県知事 氏 名

年 月 日付けで変更申請のありました熊本県産牛肉マークの利用については、下記の理由により許諾しないこととしましたので通知します。

記

不許諾の理由